

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、さぬき市が土地改良事業（非補助土地改良事業（ほ場整備事業）東内間地区）を行うことについて平成21年1月13日同意した。

平成21年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀